

4 特定職業従事者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠です。

本県では、県行動計画に基づき、行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健関係者、福祉関係者、マスメディア関係者の人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等を推進してきましたが、今後は、基本計画に基づき、研修等の一層の推進を図ります。

(1) 行政職員

行政職員は、全体の奉仕者として、県民の福祉の向上に貢献する責務を負っており、当然、人権に配慮した行政を遂行する義務があります。

県職員については、県自治研修センターにおける新規採用職員から管理職までの職階に応じた人権教育・啓発の充実を図るほか、地域別に全職員を対象に実施している人権同和問題研修会の内容や手法の充実に努めます。また、それぞれの職域において、業務の遂行と人権とのかかわりについての取組を促すとともに、そのための職場内研修の充実に努めます。

また、市町村職員については、地域住民の福祉の向上に直接的にかかわっていることから、市町村が自主的に行う市町村職員の人権意識の高揚を目的とした各種研修等の取組に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の斡旋などの支援を行います。

(2) 教職員

教職員は、子どもの人格の完成を目指す業務に従事しており、その教育活動を通じて、子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼしています。

教職員については、子ども一人ひとりの人権を大切にされた教育活動の徹底を図るとともに、県総合教育センターにおける新規採用職員から管理職までの職階に応じた人権教育・啓発の研修を実施するほか、各学校でも人権教育・啓発の研修を行い、教職員の人権意識の高揚に努めます。

(3) 警察職員

警察職員は、公共安全と社会秩序を維持する業務に従事しており、その職責上、人々の権利・自由を制限する活動も伴います。

警察職員として必要な人権に関する知識の涵養を図り、基本的人権を尊重した活動を徹底させるとともに、公正かつ適切な対応を強化するため、警察学校及び職場において、警察職員の職務遂行に当たっての指針を定めた「職務倫理の基本」に基づく基礎的な人権教育や職務質問、犯罪捜査などの職務内容に応じた専門的な人権教育など、体系的な人権教育・啓発に努めます。

(4) 消防職員

地域住民の生命・身体の安全や財産保全の役割を担う消防職員は、県民生活と密接にかかわり、十分な人権擁護の姿勢を求められています。このため、県消防学校における人権教育・啓発の充実に努めます。また、市町村等において、消防職員に対する人権教

育・啓発の一層の充実が図られるよう、市町村職員に準じた支援を行います。

(5) 医療・保健関係者

病院などに勤務する医師，歯科医師，薬剤師，看護職員，理学療法士，作業療法士など医療・保健に従事する者は，県民の生命や健康を維持・増進する業務に従事しており，これは，治療等を通じて，県民ひとり一人がその人生において，その人らしい幸福を求めていくことを可能とする援助活動とも言えます。

病院などの医療現場における患者の人格の尊重やプライバシーへの配慮，インフォームド・コンセント*（納得診療）の理念の普及・徹底に努めるとともに，病院などにおいて，医療・保健関係者の人権意識の高揚に向け，積極的な取組が行われるよう，必要な情報や教材の提供，研修講師の斡旋などの支援を行います。

(6) 福祉関係者

福祉事務所職員，社会福祉協議会職員，社会福祉施設職員，ホームヘルパー，民生委員・児童委員，各種相談員など，社会福祉に従事する者は，社会的・経済的に弱い立場の人々の社会的自立や自己実現を支援する業務に従事しており，日常業務そのものが社会的に弱い立場に置かれた人々の人権を確立するための活動とも言えます。

福祉現場において，対象者の人格の尊重，プライバシーへの配慮等，対象者の人権に配慮した処遇の徹底を図るとともに，社会福祉施設等において，福祉関係者の人権意識の高揚に向け，積極的な取組が行われるよう，必要な情報や教材の提供，研修講師の斡旋などの支援を行います。

(7) マスメディア関係者

テレビや新聞などのマスメディアは，県民の人権尊重に関わる意思形成に対し，大きな影響を及ぼす可能性を有しています。マスメディア関連企業においては，これまでも人権教育・啓発について自主的な取組が行われてきていますが，関係者の人権意識の高揚に向け，積極的な取組が行われるよう，必要な情報や教材の提供，研修講師の斡旋などの支援を行います。